

報 道 発 表 資 料
平 成 23 年 4 月 14 日
気 象 庁

臨時の震度観測点の設置について（第3報）

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、気象庁・地方公共団体・防災科学技術研究所設置の震度計のうち、津波の影響等により観測ができない状態となっているものがあり、地震情報で震度が発表されない市町村が存在します。これらの市町村については、恒久的な観測点が復旧するまでの間、気象庁が当該市町村に臨時の震度観測点を設置し、震度観測を行うこととします。

岩手県の以下3市町については、その観測準備が整ったことから、本日（4月14日）及び明日（4月15日）18時より観測を開始することとしますのでお知らせします。

4月14日 18時観測開始

○気象庁震度観測点の臨時観測点

岩手県山田町

観測点名称：山田町八幡町（やまだまちはちまんちょう）

○地方公共団体震度観測点の代替として設置する臨時観測点

岩手県陸前高田市

観測点名称：陸前高田市高田町（りくぜんたかたしたかたちょう）

4月15日 18時観測開始予定

○地方公共団体震度観測点の代替として設置する臨時観測点

岩手県大槌町

観測点名称：大槌町新町（おおつちちょうしんちょう）

本件に関する問い合わせ先：

気象庁地震火山部地震津波監視課 03-3284-1743